

石巻市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

なお、同法第199条の2の規定に基づき安倍太郎監査委員は除斥しました。

平成31年1月23日

石巻市監査委員 堀内賢市

石巻市監査委員 矢川昌宏

- 1 監査対象部局等 議会事務局
- 2 監査期間 平成30年12月6日から平成31年1月23日まで
- 3 監査対象範囲 平成30年度一般事務及び財務に関する事務の執行
(平成30年10月31日現在)
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成30年度一般事務及び財務に関する事務の執行について、
事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められませんでした。
なお、軽微な誤り等については、別途指導しました。